

平成18年
4月から

65歳以上のかたの 介護保険料が見直されました

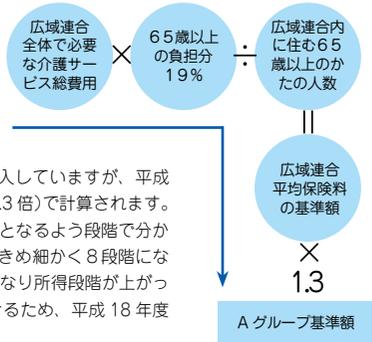
介護保険は、介護が必要になったかたが安心して自立した生活が送れるように、社会全体で支えていくという制度です。一人ひとりの保険料は介護保険の大切な財源です。みなさまのご理解とご協力をお願いいたします。

介護保険料はどのように決まるの？

A 介護保険料は、今後3年間でどのような介護サービスがどのくらい必要になるかを判断して3年ごとに見直されます。

今回の保険料改定の主な理由は、高齢化が進み、介護サービスを利用するかたの数や利用量が増えたことや、介護保険財源のうち、65歳以上のかた全員が負担する割合が18%から19%に引き上げられたことなどが主な理由です。また、福岡県介護保険広域連合では「グループ別保険料」を導入していますが、平成18年4月から継続することになり、福岡等はAグループ(連合基準額の約1.3倍)で計算されます。保険料は、「基準額」を中心に、本人の所得や世帯の課税状況に応じた負担となるよう段階で分かれます。今年度から所得の低いかたの負担を軽減するため、所得段階がよりきめ細かく8段階になります。また、平成17年度の税制改正によって町民税非課税者から課税者となり所得段階が上がったかたなどに対して(一定の要件に該当するかた)、保険料負担の急増を避けるため、平成18年度と平成19年度の間は緩和措置を行います。

基準額はどのように計算されます



第1号被保険者の介護保険料(月額)

所得段階	対象者	負担割合(基準額×割合)			H18年度の 保険料	H19年度の 保険料	H20年度の 保険料
		H18年度	H19年度	H20年度			
第1段階	○生活保護受給者 ○老齢福祉年金受給者で町民税非課税世帯	基準額×0.5			3,228円 (38,736円)	3,228円 (38,736円)	
第2段階	本人および世帯が町民税非課税	課税年金収入額と所得金額の合計額が80万円未満			基準額×0.5		
第3段階		課税年金収入額と所得金額の合計額が80万円以上			基準額×0.75		
第4段階 (基準額)	○本人が町民税非課税(世帯員の中に町民税課税者がいる)		基準額×1.0			6,456円 (77,472円)	
	緩和措置対象者	第1・2段階からの 激変緩和措置対象者	×0.66	×0.83	×1.0	4,261円 (51,132円)	5,359円 (64,302円)
	第3段階からの 激変緩和措置対象者	×0.83	×0.91	5,359円 (64,302円)		5,875円 (70,500円)	
第5段階	○本人が町民税課税で課税所得金額が200万円未満		基準額×1.25			8,070円 (96,840円)	
	緩和措置対象者	第1・2段階からの 激変緩和措置対象者	×0.75	×1	×1.25	4,842円 (58,104円)	6,456円 (77,472円)
		第3段階からの 激変緩和措置対象者	×0.91	×1.08		5,875円 (70,500円)	6,973円 (83,670円)
		第4段階からの 激変緩和措置対象者	×1.08	×1.16		6,973円 (83,670円)	7,489円 (89,868円)
第6段階	○本人が町民税課税で課税所得金額が200万円～300万円未満		基準額×1.5			9,684円 (116,208円)	
第7段階	○本人が町民税課税で課税所得金額が300万円～400万円未満		基準額×1.75			11,298円 (135,576円)	
第8段階	○本人が町民税課税で課税所得金額が400万円以上		基準額×2.0			12,912円 (154,944円)	

税制改正の影響を受けるかたには経過措置が設けられます

平成16・17年度の税制改正では、年金課税の見直しや高齢者に対する非課税限度額の廃止の影響により、①住民税非課税から課税となる本人 ②税制改正の影響で新たに町民税課税となる人が同じ世帯にいる町民税非課税のかたについては、所得段階第1～3段階(税制改正前の計算)から新4段階や新5段階に移行するかたについては、平成18年度から2年間の経過措置(激変緩和措置)が設けられ、該当者については段階的に保険料を引き上げていくことになります。また、高額介護サービス費、介護保険三施設およびショートステイ利用時の居住費、食費についても一定要件に該当するかたは、負担限度額の経過措置が設けられます。緩和措置の実施期間は、平成18年7月1日から平成20年6月30日までに受ける介護サービスが対象になります。

激変緩和措置対象となるかたは

- ① 地方税法上の個人住民税に係る経過措置対象者(平成17年中の合計所得金額が125万円以下で、昭和15年1月2日以前に生まれたかた)
- ② 次のすべてに該当するかた
 - ・ 地方税法上の個人住民税に係る経過措置の対象となっているかたと同じ世帯にいる第1号被保険者
 - ・ 同じ世帯に地方税法上の個人住民税に係る経過措置の対象となっているかた以外の課税者いないかた(同じ世帯の課税者がすべて経過措置の対象となっている)
 - ・ 昭和15年1月2日以前に生まれたかた

介護保険料はどのように納めるの？

A 介護保険料は年金の受給額によって、特別徴収と普通徴収の2通りに分かれます。

特別徴収 年金が年額18万円以上のかたは年金から天引きとなります。

4月 } 仮徴収 保険料は年金の支払い
6月 } 暫定保険料 月に年6回に分けて天引
8月 } (前年度の2月期と同じ金額)での徴収 きされます。保険料の決定は、毎年、町民税の課税状況が確定する6月以降に決定します。したがって、4月、6月、8月は、確定した年間保険料額から仮徴収分を控除した額を3回に分けて徴収

10月 } 本徴収 確定した年間保険料額から仮徴収分を控除した額を3回に分けて徴収
12月 }
2月 }

天引きされる年金が拡大されました

これまで老齢(退職)年金からのみ天引きされていましたが、平成18年度から、遺族年金、障害年金を受けている方も保険料が天引きされます。

普通徴収 年金が年額18万円未満のかたは納付書で個別に納めます。

保険料納付期間は、8月から始まり3月までの8期で納めることになります。福岡県介護保険広域連合から送付されてくる納付書の納期にしたがって納めてください。また、忙しいかた、なかなか外出のできないかたなどは口座振替が便利です。保険料額決定通知書に添付されてくる「口座振替依頼書」に必要事項を記入し、通帳、通帳の印かんを取扱金融機関窓口へお持ちになると口座振替手続きができます。

口座振替開始時期について

毎月1日から15日までのお申し込み
↓
翌月以降の納期から口座振替
↓
毎月16日から月末までのお申し込み
↓
翌々月以降の納期から口座振替

【こんなときは、納付書で納めます】

- 年度途中で65歳になったとき
- 年度途中で保険料額や年金額が変更になったとき
- 年度途中で広域連合外の市町村から転入したとき
- 年度の初め(4月1日)の時点で年金を受けていなかったときなど